

無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を開催しますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
経営相談	7月9日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今の事業を見直したいをはじめ経営に関するあらゆる相談	豊能町 商工会館
登記・法律相談	7月10日(水) 午後1時～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
税務・経理相談	7月11日(木) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	
労務相談	7月17日(水) 午後2時～4時	森啓治郎 特定社会保険 労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	
金融相談	7月23日(火) 午後1時～3時	日本政策金融公庫 融資担当者	日本政策金融公庫の事業資金融資並びに教育資金融資に関する相談	

- * ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までお申込み下さい。希望により出張相談も受付けます。
- * 商工会では、上記のほかにもあらゆる相談・指導を行っています。ご希望の方はお気軽にお申し出下さい。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名： 事業所名： 住所：豊能町 電話番号：	テーマ名： 希望時間帯（30分～1時間単位でお願いします） ： ～ ：
今後開催を希望する相談会、講習会のテーマ等がありましたらご記入下さい。	

豊能町商工会

豊能町余野1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp

社会保険の報酬月額算定基礎届の提出は、7月10日までです。

本年7月1日現在の被保険者（6月1日以降の資格取得した人を除く）は、すべて届出の対象となります。ただし、本年4月・5月・6月の3ヶ月を基礎として、月額変更届により、7月から標準報酬が改定される人を除きます。

算定基礎届は、同封の返信用封筒で郵送で提出下さい。

源泉所得税の納付をお忘れなく

～源泉所得税の納期の特例の承認を受けている方へ～

源泉所得税は、原則として徴収した翌月10日が納期限となっていますが、「源泉所得税の納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者の方は、その年の1月から6月までに給与、退職手当及び税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税については、7月10日（水）が納期限となっています。納期限から遅れて納付した場合、加算税や延滞税がかかることがありますので、忘れずに納付してください。なお、納付する税額がない場合であっても、「所得税徴収高計算書（納付書）」を所轄の税務署に送付、持参又はe-Taxによる送信により提出してください。

労働保険年度更新の手続はお済ですか

労働保険年度更新手続は、7月10日までです。期限に遅れないよう手続しましょう。

各種共済制度のご案内

商工会では、あなたと従業員を守る各種共済制度を取り扱っています。

小規模企業共済制度（経営者の退職金制度）

事業の廃止、経営を後継者に譲るなど、第一線を引退されたとき、それまでの掛金をもとに共済金が支払われるいわば経営者の退職金制度です。掛金は月額1,000円～70,000円の範囲内で、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

特定退職金共済制度（従業員の退職金制度）

従業員の退職金を月々積み立てておく制度です。事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで、全額損金または必要経費に算入できます。

経営セーフティ共済制度（取引先倒産の資金調達）

得意先の倒産で売掛金が回収できなくなった場合、掛金総額の10倍までの貸付が無担保・無保証人で受けられます掛金は、全額損金または必要経費に算入できます。

マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）のご案内

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額	2,000万円
返済期間	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
利率	1.21%（令和元年6月28日現在）

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会

豊能町余野1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285